

昭和四十七年十二月招集

第四回館山市議定会定例会會議錄第一号

館山市議會

目次

日時.....一
 場所.....一
 出席議員.....一
 欠席議員.....一
 出席説明員.....一
 出席事務局職員.....一
 議事日程.....二
 開會.....二
 議長の報告.....二
 議案の配付.....三
 會議録署名議員の指名.....三
 会期の決定.....三
 提案理由の説明.....三
 報告第二号.....四
 議案第六十九号.....五
 議案第七十号ノ議案第七十八号(内容説明).....七
 延會.....三〇
 本日の會議に付した事件.....三〇

一、昭和四十七年十二月十二日(火曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十八名

一	一番	吉田 勇治郎	二	一番	林 豊
三	三番	流山 源次郎	四	四番	鈴木 稔
五	五番	近藤 好雄	六	六番	栗原 一雄
七	七番	渡辺 昭夫	八	八番	石井 武敏
九	九番	辻田 実	一〇	一〇番	渡辺 軍治郎
一	一番	山本 昇	一	一番	藤田 益治
一	一番	五十嵐 昇	一	一番	伊賀 多朗
一	一番	和田 一郎	一	一番	辻井 謹爾
一	一番	安西 益男	一	一番	島野 茂樹郎
二	二番	君塚 喜三	二	二番	鈴木 市蔵
二	二番	田村 源治郎	二	二番	菊井 敏博
二	二番	西村 真次	二	二番	安沢 徳順
二	二番	飯田 義男	二	二番	望月 照正
二	二番	秋山 六三郎	三	三番	遠山 ヨネ子
一	一番	宮野 敏朗	二	二番	田中 祿郎
一	一番	官野 敏朗	二	二番	田中 祿郎
市	市長	本間 讓	助	役	嶋山 伝
収	入役	高木 哲三	秘	書課長	太田 博雄
人	事課長	小沢 正治	企	面課長	伊藤 幸太郎
庶	務課長	小倉 澄男	財	政課長	長谷川 広治
市	民課長	佐野 甲子郎	税	務課長	越路 良夫

収納課長	横溝 功	商榷課長	鈴木 力
農産課長	石井 謀	水産課長	谷貝 茂生
保健課長	綱嶋 憲治	衛生課長補佐	佐山市太郎
水道課長	大嶋 重義	土木課長	飯田 治男
交通課長	山口 一	兼建築課長	岩田 実
市民センター	羽山 房雄	交通課主幹	岩田 実
教育館長	安田 豊作	福祉課所長	斎藤 武男
教育委員	小宮 義夫	教育委員	川上 賢爾
学校教育課長	佐野 哲男	庶務課長	岩崎 政光
社会教育課長	榎本 繁	選挙管理委員	高田 隆男
社会教育課長	榎本 繁	農業者委員	岩崎 一郎
監査事務局長	榎本 繁	事務局長	岩崎 一郎
事務局長	高尾 豊	事務局長補佐	脇田 元始
書記	兵藤 恭一	書記	鈴木 哲
書記	渡辺 弘	書記	川上 義雄
書記	福田 英雄	書記	川上 義雄

一、議事日程(第一号)

昭和四十七年十二月十二日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第四号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について

日程第四 議案第六十九号 昭和四十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定

議案第七十号 館山市職員給与条例の一部を改正

館山市職員給与条例の一部を改正

日程第五

議案第七十一号

する条例の制定について
館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第七十二号

館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第七十三号

館山市老人医療費支給条例の制定について

議案第七十四号

館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第七十五号

館山市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第七十六号

昭和四十七年度館山市一般会計補正予算(第七号)

議案第七十七号

昭和四十七年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第七十八号

昭和四十七年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

閉

会 午前十時五分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十四名、これより昭和四十七年第四回市議会定例会を開会いたします。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本定例会議案審査のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、監査委員より八月乃至十一月実施の監査の結果が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。— 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一会議録署名議員の指名を行ないます。

一五番議員和田一郎君、一八番議員安西益男君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき議会議事協会の意見は本年十二月十二日から十二月十六日までの五日間といたすこととあります。

おはかりいたします。会期を五日間と決めますことに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって会期は十二月十二日から十二月十六日までの五日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長本間 議員登壇）

○市長（本間 議員） 提案理由につきまして御説明を申し上げます。

本日ここに十二月定例会を招集しましたところ議員各位におかれましては年末御多忙にもかかわらず御参集いたいただきましてまことにありがとうございます。

今回提案いたしました案件は報告関係一件、一般議案七件、補正三件であります。以下概要について説明をいたします。

まず報告関係といたしまして、安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出についてであります。これは本市が同改良区の借入金に対して損失補償をしている関係から法の規定により報告するものであります。

次に条例関係といたしまして、人事院勧告に基づく職員給与条例の一部改正。十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定。女子職員の分べん休暇等にかかる職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正。老人医療費については一部の者を除き来年一月から国において支給することとなりました関係で本市の高齢者医療給付条例及び国民健康保険条例の改正。青年館、児童遊園地の新設に伴う条例の改正などがあります。

次に補正予算関係であります。一般会計についてその主たるものを御説明申し上げます。総務費で常備消防費等にかか

る広域市町村圏事務組合負担金、民生費としては国で支給する老人医療費並びに医療費の引き上げに伴う医療扶助費、農林水産業費として藤原園芸組合で実施する温室施設設置事業補助金、並びに館山水産加工業協同組合の倉庫設置補助金、教育費としては有線テレビケーブル設置負担金、並びに市立館山二中学校舎新築設計委託料、災害復旧費として去る九月十五日の集中豪雨にかかる復旧費等が主なもので、歳出合計八千八百二十三万八千円となります。これが財源として国庫補助金等特定財源で八千六百二十七万八千円、その他を一般財源でもって充当しようとするものであります。

このほか国保会計で十五万三千円、簡易水道会計で百十八万四千円の補助をお願いしようとするものであります。

以上簡単な説明で終わりますが、詳細につきましては関係課長をして詳しく説明を申し上げますので、よろしく御検討を願ひまして御決定をいただきますと存する次第でございます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、報告第四号安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

報告第四号 安房中央土地改良区の経営状況説明書の提出について

議案の内容説明

○農産課長（石井 謀君） 報告第四号安房中央土地改良区の経営状況について御報告申し上げます。

お手もとに差し上げました昭和四十六年度安房中央土地改良区歳入歳出決算の一番最初でございますが、その内容の一〇ページをお開きいただきたいと思ひます。

最初に昭和四十六年度の事業報告を申し上げます。

第一に地区及び組合員の状況でございますが、総地積が一千九十五ヘクタール、総数二千三百八十七人でございます。なお内容につきましてはお示ししてありますとおりでございますが、このうち面積的に申し上げますと、館山市の受益面積が八百二十二ヘクタールでございます。

次に事業報告の關係でございますが、一一ページの上欄にございますが、昭和四十六年をもってダム工事關係は一部の附帯施設を除きまして全部完了してあるわけでございます。附帯施設を四十六年度に実施いたしました内容につきましては、まずダム工事關係といたしまして床止堰堤一カ所、これはダムの余水げから丸山川へ放流する個所の補強工事でございます。その次にダムの取付道路の補修工事一カ所、これはダムの周辺にございます道路の補修でございます。次に用水路工事關係でございますが、これは幹線用水路の新設でございますが、総面積にいたしましてトンネルの掘削巻立その他で三千五百三十七・一メートル、その内に千五百八十三・二メートルをトンネルの巻立を実施いたしましたわけでございます。

この事業に要する事業費の総額が三億百三十万円でございます。その二五％を地元の安房中央土地改良区が負担金として納入するわけでございますが、この経費の内容につきましては二ページからでございます。

二ページの決算内容につきましては歳入といたしまして一億五百八十三万七千八百八十九円、歳出にいたしまして一億五百七万九千九百七十六円、歳入歳出差引残金が七十五万八千八百十三円というのとで相なっているわけでございます。

歳入関係の主なものにつきましては三ページの組合費の賦課金でございますが、収入済額が三千五百四万五千八百三十五円、以下補助金、寄付金、雑収入、借入金が農林漁業金融公庫から借入いたしました額が六千二十六万円でございます。そのほか使用料あるいは繰越金等で歳入合計が一億五百八十三万七千八百八十九円と相なっております。

歳出の主なものを申し上げますと、事務費でございますが、七百五十八万六千七百七円でございます。そのほか財産費、あるいは維持管理費、事業費、主なものは補償費、あるいは振興計画調査費等でございます。百八十万六千三百二十五円でございますが、五の償還金の千四百八十万一千二十九円は、これはいまままで借りております借入金の利子と元金の償還がございしますが、合わせまして千四百八十万二千二十九円でございます。六の負担金分担金でございますが七千五百七十五万六千二百五十円につきましては、これは先ほど申し上げました事業費の二五％に相当する額でございます。次に補助金及び寄付金が百五十三万三千円、それから諸費、あるいは繰越金、予備費、総合計で一億五百七万九千九百七十六円ということに相なっております。

続きまして四十七年度の事業の概要を申し上げます。四十七年度の事業計画といたしましては幹線水路工事を主体といたしまして幹線水路を五千二百二十メートルを実施する計画で

進んでおるわけでございます。それに加えまして四十七年度から館山市の中央土地改良区の東部地区にあたります館野地区の一部それから九重地区の一部、合わせまして三十六ヘクタールの基盤整備をする計画でございますが、事業費といたしまして六千八百十八万円を見込んでございます。この関係につきましては事業費については特別会計で実施するようになっておるわけでございます。

続きまして、いま申し上げました歳入歳出予算の関係を申し上げますが、総額にいたしまして歳入一億三千八百二十一万九千円、歳出一億三千八百二十一万九千円でございますが、この内容につきましては先ほど決算書の中で説明いたしましたような順に款、項、目別に分けてございしますので御報告いたします。

以上簡単に申し上げますが説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） これについて御質疑ございませんか。――御質疑をければ次に進みます。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第六十九号昭和四十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第六十九号 昭和四十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案の内容説明

○市長（本間 譲君） 職員の期末手当につきましては職組からいろいろ要望が出たわけでございますが、いつも中元ボーナスですか、すべて要望が出て、それを折衝して妥結しておるわけでございますが、今回は職組のほうから三・二プラス二万円、それから適当な時期と申しますか、昇給を六カ月短縮、こういうことを申し出を受けたいわけでございます。

大体給与につきましては、前には千葉県の全市の最下位にあってんですが、それをだんだん上げてきまして、現在では二十六市中下から三番目程度まで上げたわけです。職員の給与についてはなるべく良くして上げたいというのが、私の考えておるところでございますが、しかしながら財政力ということもあるし、いろいろまた周囲の市民の関係もありまして、なかなか急にはやれないわけですが、今回もそういうことを職組が絶えず話しておるんですが、市原市とか、千葉市とか、財政規模の大きいところが三・五だとか、いろいろやっておるんですが、なかなかそういうわけにもいきませんで、市で支給するボーナスというものは市内における企業、商店に影響する、こういうこともあるわけです。

さりとて、そのためにがまんしろということでもないけれども、職員にもよくそういうことを考えていただいで折衝しまして、昨年は三・一でしたからこれはぜひ三・一でやってもらいたい。プラス一万円は、一万円もいければいいけれどもこの際七千円がまんしていただきたい。六カ月短縮はすぐということでもないようにしたいが、それは新年度において財政事情を考えてなるべくやるようにしたい。こういうことで職員の給与については、やはりよそに負けないように、さりとて地元のこととも考慮しながらやってお

るわけでございまして、職組のほうでもよく私の申し上げることも理解していただきまして、本年は三・一プラス七千円というよりなことで妥結をみたわけでございます。

きょうこれを提案して詮議を願って、なるべく早めに支給をいたしたい、こういうわけでございます。私は二十五市もあるんだから二十五市のうち中途程度まで基本給を引き上げていきたいと考えておりますが、いろいろ財政の事情等を考えて徐々にこれをやって、職員に対してできるだけ優遇をいたしたい、こういう考え方で常にいるわけでございまして、そういう経過を申し上げて御審議の参考にしていただきたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） 質疑に入ります。

御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おかけいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。――御異議なしと認めます。よって委員会付託は省略されました。

計 論

○議長（吉田勇治郎君） これより討論に入ります。

○一〇番（等辺軍治郎君） 市長さんのいまの説明で年末手当に対する、いつもプラスアルファをいまままで主張してきたんですが、今年は七千円プラスされているということで、この点については問題はなわけですが、非常勤と常勤との関係で非常勤職の議員

の手当については、これは一般職と同じように、常勤職と同じように扱ったという点では私は異議があります。

これは、私達が年四回の議会活動、そういうことで職員が毎日働いているという勤務状態が違うわけですから、そのところはやはりはじめをつけて、一般職と同じような扱いをせずに、もつと議員の場合は減らしていいんじゃないか、そういうふうに考えますので、この議案には反対いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ありませんか。— 討論なしと認めます。よって討論を終わります。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 本案に対する採決は起立により行ないます。

（賛成者起立）

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第七十号乃至議案第七十八号を一括して議題といたします。

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） この際おはかりいたします。ただいま議題となりました各案件は、これは内容説明のみといたしたいと思います。

います。これに御異議ありませんか。— 御異議なしと認めます。よって決しました。

重ねておはかりいたします。各案件の朗読はこれを省略いたします。これに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

議案第七十号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

○人事課長（小沢正治君） 議案第七十号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定に關しまして御説明申し上げます。

ほとんど例年の恒例的になつてまいりました人事院の勧告が、本年も去る八月十五日に行なわれまして、これに基づきまして国家公務員の給与に關する法律が去る十一月十三日に公布されたわけでありまして、これに先立ちまして県の人事委員会におきましても知事に対する勧告がなされたわけでありまして、これらに關連いたしまして市町村の職員給与条例も、準ずる改正を例年行なつて参つてきておるわけでございますが、当市におきましても従前三月の定例会にこの關係が持ち越された關係で他の市町村と比較しまして非常に遅れてきておつたわけでございます。それでこの十二月におきましてこの改正をぜひ実施していただきたいというところで、ここに御提案申し上げた次第でございます。

今回の人事院勧告の当市關係の主たる内容といたしましては第一点が給料表の改訂、それから扶養手当の増額改正、通勤手当の改善改正というところでございまして、これが人事院勧告に基づきます増額改正分でございます。そのほかに当市の独自部分とい

しまして従前管理職手当の率が他市に比較して非常に低かったという点からこれを若干の引き上げをお願いする関係と、それから特殊勤務手当に關しまして一部の改正を行いたいということでございます。

それでまず逐条的に申し上げますと、第六条の三が管理職に關しまする規定であります。第二項中百分の八を百分の十に改めるといふのが、いままでの管理職手当の百分の八を二%だけ引き上げをお願いしたいといふものでございます。これに伴いまして具体的内容は規則で定められておりますが、従前農業委員会の事務局長、それから選挙管理委員会の事務局長、さらに監査委員室の事務局長につきましては一応これの適用を受けないことになっておりましたのを、この機会にそれらの三局長に對しましてこれを適用してまいりたいといふふうに改正いたしたいということでございます。

それから七条の扶養手当でございますが、第三項中の二千二百円を二千四百円に引き上げるのは、配偶者の関係でございます。それから六百円を八百円に申しますが、現在扶養親族に子が何人かある場合に二人までは六百円となっておりますが、これを二人まで八百円ということになるわけでございます。それから千四百円を千六百円に改めると申しますのは、職員のうち配偶者のない職員で、その者に扶養親族が、子供がある場合そのうちの一人に對する額であります。このように扶養手当を改正したいといふことでございます。

それから第八条が通勤手当でございます。第二項第一号と申しますのが、普通電車とかバスとかいかわゆる交通機関を利用する通

勤者の関係でございますが、二千八百円を四千円に、千四百円を二千円に改める関係の部分。二千八百円というのが運賃の全額を支給する限度額でございます。したがって従前の二千八百円まで全額支給されておつたのが四千円まで認められるというわけでございます。それからこれらの額をこえて運賃を要する通勤者につきましては、この額との差額の二分の一を加算して支給、その二分の一の額の限度額が従前千四百円であつたのを二千円に引き上げるといふ形でございます。したがって最高限度額が従前二千八百円に千四百円を加えまして四千二百であつたのが、今度の改正で最高六千円まで支給できるようになるわけでございます。それから同項二号中九百円をというのが自家用車等の通勤者でございます。これは従前距離のいかんにかかわらずオートバイもしくは自動車等で通勤されている職員に對しては一律九百円であつたのでございますが、今回距離十キロメートル未満とそれ以上の二種類に分けまして、十キロ未満が千円、それをこえた職員については千五百円というふうに改めようとするものでございます。そのほかにこれらの関係で規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる者であつてはといふのをその他の職員のうちといふふうに改正するわけでございますが、従前九百円一本であつたものが二種類になりましたので、条文の用語の整備の関係でこのようになるわけでございます。要するにこれらの者については、いわゆる交通不便地と言っております、この交通不便地からの自家用車等の利用者の場合には千四百円の支給であつたのでございますが、これを今回千八百円に改めようといふものでございます。それから同項三号中と申しますのは交通機関を利用

し、かつ自家用車等の併用利用の通勤者でございます。この関係につきましましては運賃と自家用車関係の通勤手当の混合支給になるわけです。併用支給といっておりますが、この関係の計算につきましては最初の四千円と二千円というのと同じ額で定めるということでございます。これが通勤手当の増額改正の内容でございます。それから別表第一及び第二を次のように改めると申しますのが本市は行政職給料表と教育職給料表の二号の給料表を使っておりますので、これをこのように改めるといふものでございます。大体これは国家公務員につきましては給料表の改訂が約九割強でございます。しかし県の関係で県職の給料表を使用させていただきますので、若干内容的には異なるわけでございますが、増額の率につきましましてはほぼ同等でございます。

それから別表第三の表六の項、支給金額の欄中六百円を八百円に、それから四百円を五百円に改めると申しますが、最初の六百円というのがし尿処理作業の特殊勤務手当でございます。これは一日作業に従事した場合の特殊勤務手当の額でございます。それから四百円を五百円に改めると申しますのがごみ処理作業の特殊勤務手当でございます。同じくこれは一日の額でございます。

それから第七の項でここでございます。「有害薬剤の配布、散布、回収等の取扱作業に従事する職員」、それから「火災風水害等非
常災害に構築物の破壊若しくは復旧作業に従事する職員」、「その他同等以上危険な作業に従事する職員」、これを一括しまして一日百円とございまして、やはり若干不合理があるということでこれを下のように二種類に括しまして、一方を従然どおりの百円で、台風、水害等の不慮災害に構築物復旧作業に従事する職員

につきましましては一日千円というように改正いたしたいというものでございます。

それで、これらの施行期日を附則の第一項で原則的には来年の四月一日から、ただし第七条、第八条並びに別表第一及び第二にかかる改正規定は今年の四月一日からさかのぼって適用する。四月一日から改正いたそうとするのが管理職手当と特殊勤務手当の関係でございます。それから人勤に基づきます第七条、第八条及び別表第一、第二と申しますのが人勤に基づきます扶養手当、給料表、通勤手当の関係でございます。このようにして施行期日をその日から実施いたしたいということでございます。

それから第二項以下は給料表の改正に伴いまして、職員個人個人の給料表の改訂が行なわれるわけでございますので、その関係について特異的な事項をここで明示したわけでございまして、従前の職員に支給しております給料はこの改訂によって行なわれるうちばらいとみなすこと、それから前二項に定めるもののほかこの条例の施行に關しまして、あるいは必要な条件が発生するかもわからないというような関係につきましましては、これらは別に市長が支障のないように規則で定めるといふことでございます。

議長（吉田勇治郎君） 次議案第七十一号説明を求めます。

議案第七十一号 館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
〇 人事課長（小沢正治君） 議案第七十一号館山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正の要旨は、女子職員の分べん休暇が従前産前六週間、

産後六週間、いわゆる労働基準法の最低基準をそのままその条例でうたわれておたわけでございます。これにつきましては母子福祉だとか、あるいは児童福祉の面から母体の保護の関係、いわゆる福祉行政の高まり等からいたしまして、さらには去る七月でしか勤労婦人福祉法というような法律が生まれ、妊娠中の女子職員がラッシュ等で危険が予想される場合には、出勤時間、あるいは退庁時間を操作しても差しつかえないというような方向のもが出たわけでございますが、この法律の施行を契機といたしまして、いち早く県職につきましてはこの女子の分べん休暇につきまして産前七週間、産後八週間というような改正が行なわれたわけでございます。当市といたしましてもその線に沿って今回これを改正してまいりたいというのが主体でございます。

その他につきましては、従前休暇の種類ごとに条文が入り込んでおりました非常に見にくい条例になっておりましたのが、これを一覽制に改善いたしまして、そして全体の十七条を十二条に整備してわかりやすい条例にこの際改めようとするものでございます。

まず第六条の二と申しますのが従前の有給休暇の種類となっておりまして、これを休暇の種類というふうに改めまして、「休暇の種類は有給休暇及び無給休暇とする。」ということ、第二項で有給休暇の種類、第三項で無給休暇の種類を定める、そして第八条で特別休暇の関係を明記したわけでございますが、従前は特別休暇の種類となっておたわけでございます。それで第八条で「第六条の二に規定する特別休暇は、別表第一に掲げるとおりとする。」ということ、これを特別休暇の基準ということで別表

にいたしてあるわけでございます。

そこで逐条的に各休暇の種類ごとにややこしくたっておりましたものを九条から十四条まで及び十六条を削除いたしました。条の整理を行なおうとするわけでございます。

従前の九条が新しい別表十三号の選挙権、その他公民としての権利の行使の関係でございます。十条が新しい一覽表の女子職員の育児関係、十一條が九項の女子職員の生理休暇の関係でございます。十二條が新しい六項の女子職員の分べん関係、十三條が第十項の忌引休暇の関係がうたわれておりますが、十四條が無給休暇の関係であつたわけでございますが、十六條がこれを新たに十條、十一條というふうに整理を行なつておるわけでございます。十條は労働基準法の原則そのままでございます。さらに十一條で勤務を要しない日等の振替関係で、任命権者は三条二項に規定している勤務を要しない日の関係でございますが、その規定のほか、あらかじめ一応四週間以内の他の日を振替日として予告のうえ、前条の規定による勤務をさせることができるというふうにいたしました。時間外勤務の、特に休日勤務を行なつた場合に、なるべく日を振替えて休みの日数は一カ月以内の期間でやはり十分還付していつてやるということを、やはりこの根拠をもって行なえるようにしてまいりたいという趣旨でございます。それで特別休暇の関係を別表第一とし特別休暇の基準といたしまして、これらが従前ございましたものをここに整備いたしました関係と、それから先ほど申し上げましたように女子職員の分べんにつきましての六週間・六週間を七週間・八週間に改正する関係と、それから従前国家公務員、あるいは県職に明記してございま

して当市の条例の中ではっきりしておらなかった関係のもので四号と一十号の関係をこの際ははっきりさせたものでございます。

その次に別表の附表といたしまして一〇号の索引につきましては具体的な内容をここに記したわけでございますが、これは従前の関係とまったく同様でございます。このように改正整備いたしました十二月一日からこれを適用するようになしたいというところでございます。

〇議長（吉田勇治郎君） 次議案第七十二号。

議案第七十二号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定について

〇保健課長（網島憲治君） 議案第七十二号につきまして御説明申し上げます。

第六十八国会で老人福祉法の一部改正に伴いまして、七十歳以上の老人につきまして医療給付が行なわれるというふうな改正に相なったわけでありますが、本法におきましては所得の制限をつけたわけでございます。本人の所得が年間三十八万円、それから扶養義務者五人家族で二百五十万以上の所得がある者には、老人福祉法の一部改正によりそれ以上の収入のある者については給付をしないというのが老人福祉法の一部改正であります。当館山市では所得制限をしないで給付をしている、こういうことでござります。

それから改正の条項で、当議会から要望のございました窓口で一部負担金の支払いをしていただくわけでございますけれども、来年の一月一日からは窓口で一部負担金の支払をしない、こういうことでござります。

それから館山市の条例では新たに七十歳に達する被保険者については、その翌月からという規定であったわけでございますけれども、今回の改正ではその者の誕生日の属する月の初日から、たとえば三月十日に生まれた人、これは三月一日から適用していく、その者の誕生日の属する月の初日、こういうふうに改めるわけでございます。

それから第七条の三及び第七条の四を削るといふのは、旧条例では高令者医療給付の給付に関する申請及び決定、こうしたものを規定したものでございますが、それを。

それから経過規定といたしまして、この条例の施行期日前に、つまり十二月三十一日までの高令者医療給付についてはなお従前の条例によって措置をしていく、こういうことでございます。

以上でございます。

〇市長（本間 謙君） ただいま老人医療費につきまして館山市が特別措置をするということをお検討願うことに提案したわけでございますが、老人を大事にすることは非常にいいことでございまして、国でも七十歳以上は無料にする、こういうことでございまして、非常にいいと思います。

その中で所得によって差別をすると、年間三十八万ですか、収入があるとか、あるいは五人で二百五十万以上の収入のある人に支給をしないと。こういうことは私はあまり感心しないと思えます。

いろいろ聞いてみますと、ある程度の金持ちでもあとをゆずってしまつて、人にはあまりこずかいをくれとも言えないというふうなこともあるし、医者によつてはいい顔をしない。年寄りに対

してあまりいい顔をしないという、たいがいしまつてたらいいいべやというような気持ちの入もおるらしいですよ、まことに残念なことでございますけれども、やはり老人に対してせつかく医療費を無料にするということなんだから、国でも全部の老人にそういうふうにするのが私はいいと思いますね。年間所得があるということ、それだけ働いているわけですから、こうなことでございませうけれども、そういうことを除外した福祉施策については私は賛成できません。

館山市においては皆様方の御検討をいただきまして、そういう除外される人までもそれは数が少ないですから、これをやはりいままでそうやったんだから、ここで打ち切って国がやるんだから市はもうだめだよということも言えないわけです。

また私はこう思います。所得の多い人はそれだけ収入があるわけで、それだけ税金を納めているわけですから、そういう意味からしてもやはり支給していいじゃないか。また老人を大事にするという基本的な考え方からすれば、やはり差別をしてやることはあまり感心しないわけでございます。館山市が従来どおりやはり老人は等しく恩恵に浴されるようにいたしたいということ、その改定をお願いしていただきたい。

こういうことで御検討いただくことになつたわけでございます。よろしくどうぞ。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十一時 休憩

午前十一時十八分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第七十三号説明を求めます。

議案第七十三号 館山市老人医療費支給条例の制定について

○福祉事務所長（苜藤武男君） 議案第七十三号につきまして御説明申し上げます。

ただいま市長さんのほうからお話があったわけでございますが、今回の国の制度で老人医療給付が実施されるわけでございますが、所得制限があるということでございますので、本条例によりましてこれを救済し、平等な老人福祉をはかりたいということで上程いたしましたわけでございます。

なお、本条例におきましては今まで窓口で立てかえ払いをしていたわけでございますが、これを現物給付にしてまいりたいという内容に改めてございます。そのほかは大体国の条文に準じまして、従来のものの内容の整備をはかったということでございます。

次に本文でございますが、第一条目的、第二条支給資格者の関係でございますが、これは条文のとおりでございますので一応御了解いただきたいと思っております。

第三条の適用除外でございます。一号につきましては老人福祉法によりまして今回国が実施します医療給付の支給が受けられるものでございます。二号につきましては生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。三号につきましては先ほどの国民健康保険の関係のものでございますので、これも適用除外ということでございます。

次の第四条は老人医療費の支給関係でございますが、第一項では健康保険、その他社会保険、各種の保険があるわけでございます。

すが、それらの保険の規定による医療の給付が行なわれた場合に、その保険で給付された額と医療に要する費用との差額、本人負担分でございますが、これを老人医療費として支給するというものでございます。

二項につきましては前項の額を計算するにあたっては、健康保険の規定によって診療報酬点数表により算出した額であります。

第三項では、第一項で定める差額、本人負担分でございますけれども、本来本人が直接病院に支払うべきものでございますけれども、これを本人にかわって市が医療機関に支払う、現物給付をするというものでございます。

第四項では、前項の支払いがあったときには、本人に老人医療費を支払ったものとするということでございます。

第五項では、新たに七十歳に達する者については、七十歳に達するその者の誕生日の属する月の初日から適用するというものでございます。

第五条でございますが、この関係につきましては結核予防法、児童福祉法、あるいは衛生保護法、身体障害者福祉法、精神衛生法、性病予防法、原爆関係の医療に関する法律等がいろいろあるわけでございます。これらの国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるときには、その限度において行なわないということでございます。

第六条の損害賠償との調整でございますが、これは第三者行為による、たとえば交通事故等でございますが、損害賠償を受けたときは、その価格の限度において老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、またはすでに支給した老人医療費の額に相当する金

額を返還させることができるということでございます。

第七条の不正利得の徴収でございますが、これは第八条の受給権に関するものでございますけれども、不正に利用し医療給付を受けた場合に、その額に相当する金額の全部、または一部を徴収することができることをうたったものであります。

第八条受給権の保護、第九条公課の禁止、第十条委任、本文のとおりでございますのでよろしくお願い申し上げます。

附則でございますが、第一項施行期日でございます。この条例は国の制度に合わせまして明年一月一日から実施いたしたいというものでございます。

二項の館山市高令者医療給付条例の廃止でございますが、四十四年に制定してあるわけでございますけれども、本条が制定された場合にはこれを廃止してまいりたいということでございます。

三項の経過規定でございます。この廃止の高令者医療給付条例ですが、この十二月以前に診療を受けて申請のない方の給付があるわけでございます。これは従前の条例によって給付をしてまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○市長(本間 譲君) 老人の福祉関係について関連がございましてので申し上げたいと思っておりますが、いま一番老人が苦しんでおられるのは、皆さま方も御承知のように二年も三年も寝たきりで身動きできないような方がおられるわけです。安房郡市にも相当それがおるんです。幾ら親でも二年も三年も寝たきりで下のほうまでとらせるということでは大変くたびれるでしょうね。そういう者の為に特別老人ホームを広域市町村圏でつくろうということでは

話をしておりますが、その前に県立で県南の房州につくってもらいたいという陳情しておりますが、なかなか県のほうでは、よそではやはり広域圏でやっているところもあるし、できなければ広域市町村圏で特別老人ホームをつくって、そしてそこで家庭で面倒を見られない方をお医者さんと看護婦つきで十分な手当をしてあげよう、こういうことでいま考えておりますが。

そのほか七十歳までは国は面倒をみることになっておりますけれども、館山市としては来年のことですが、私の考え方は、皆さんにも検討願うわけですが、館山市では寝たきり老人に対しては六十歳から六十九歳までの人を特に医療費を市で負担したい。いま全国でやってみても川崎で六十五歳ですね。しかし寝たきり老人というのは六十歳でもみんな苦しんでいますから無料にしてやるのがいいと思つて、館山市ではとにかく六十歳から六十九歳までの人の寝たきり老人の医療費を市で面倒みよう、こういうことでいま計画を進めておるわけでございます。

もう一つは福祉関係で、ちょっと議案をはずれますけれども、ついでですからお話し申し上げます。この前の議会でしたか、辻田議員さんと思いましたが、三歳児までの医療費をというふうな御質問がありましたし、県のほうにも陳情されたそうでございますが、私はできれば幼稚園まで、五歳児までをやりたいということではいま検討しております。それについてはやはり市も財源の關係もございいますから、いま児童手当を四子目からにして市は独自で支給しておりますが、それはいま国が児童手当を出してありますから、それを廃止して五歳児までの医療費を改めてもつていて医療費を無料にしよう、まあ将来は国がやるべきことですけれ

ども、私の考え方としましては次は小学校、次は中学校、義務教育課程における医療費は国が負担する、あるいは公共団体とともにやるかということがいいことで、私はその線で今後考えていきたいと存するわけでございまして、いずれ新年度から五歳児の、いま予算を検討しますからでき上がり次第皆さんに御検討いただきまして、その六十歳の寝たきり老人と五歳児の医療費の無料化と、これをひとつ新年度から実施するように三月の市会に提案しまして、議員の皆さま方の御検討を願いたい。こういうことで準備を進めておりますので、ちょっと福祉関係に入りましたので申し上げておきます。

よろしくどうぞ。

○議長（吉田勇治郎君）

議案第七十四号について説明を求めます。

議案第七十四号

館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

議案第七十四号について御説明申

○福祉事務所長（斉藤武男君）

議案第七十四号について御説明申

申し上げます。

館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本年当初予算の中で三館をお願いしておいたわけでございますが、年内に江田青年館と根本青年館が完成をいたしましたので、ここに上程を申し上げるものでございます。

なお、これで市内で三十一館目になるわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君）

次議案第七十五号について説明を求めます。

議案第七十五号

館山市児童遊園の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について

○福祉事務所長（斉藤武男君）

議案第七十五号につきまして御説

明申し上げます。

館山市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも当初予算の中で一カ所を予定したわけでございますが、予定どおり佐野児童遊園・佐野一八六三番地でございますが、これも年内に完成いたしましたので上程いたしましたわけでございます。

なお、十二番目にあたっておるわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 議案第七十六号について説明を求めます。

議案第七十六号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算（第

七号）

○財政課長（長谷川広治君） 四十七年度館山市一般会計補正予算

第七号について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第一条に計上いたしました歳入歳出予算関係の補正、第二条に記載をいたしております債務負担行為の補正、第三条に記載をいたしました地方債の補正の三点でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第一条に記載をいたしてございますが、歳入歳出それぞれ八千八百二十三万八千円を追加いたしました、歳入歳出のそれぞれ合計額を二十五億三千六百三十三万八千円といたす予定のものでございます。

なお、この八千八百二十三万八千円の細部にわたり申し上げますと、歳入におきまして更正減額をいたしますものが千二百八十六万八千円でございます。追加額が一億百十万六千円ということになります。差し引きをいたしまして八千八百二十三万八千円。歳出の方で申し上げますと、更正減額をいたします額が三千三十八

万七千円、歳出追加をいたしますものが一億一千八百六十二万五千円ということに相なりまして、歳出の差し引き額は八千八百二十三万八千円の追加額ということに相なります。

これを財源別にみますと、今回の補正総額のうち九七・八％にあたります八千六百二十七万八千円が特定財源でございます。一般財源が百九十六万円でございまして、比率は二・二％ということに相なっております。

補正予算の各款項ごとの区分はページ数で申し上げますと二ページから四ページでございますが、詳細は八ページからの事項別明細書によつて歳出から順次御説明を申し上げます。

第二条の債務負担行為でございますが、五ページの上欄に記載をしております。第二条として債務負担の補正をお願いしてございます。こまかく申し上げますと九月の集中豪雨によります災害関係の復旧工事につきまして、全額工事認定を受けましたが、国库補助の関係からこれを四十七、八年度の二カ年に分けるというものでございます。四十八年度分八百八十九万三千円について議決をお願いいたします。

第三条で地方債の補正をいたしてございます。これはその下の表でございますが、四件につきまして補正をお願いいたしてございます。港湾整備負担金関係の起債につきまして当初三百萬の予定をいたしました、起債協議の関係上各種の基準と照らし合わせまして、本年度は起債不許可というような内示でございますのでこれを金額補正をいたしてございます。

それから中央公園整備事業、当初六百萬決定をいたしました各種基準から千百六十万まで起債可能ということでございます。

この額に変更をいたしたわけでございます。

以下公営住宅、豊房小学校の改築事業につきましても、それぞれ限度額の数字まで補正をお願いしたいということでございます。引き続きまして八ページからの事項別明細書歳出欄から御説明申し上げます。

一五ページの歳出のうち財政課所管として、五目財産管理費におきまして、役務費で百九万一千円を追加してございます。主なもの通信費の百十三万でございますが、これは昨年度実施いたしました電話の自動化に伴います料金を概算計上いたしてございますが、現在の時点で約三十三万円不足が生ずるということで、それを年度末までに予定をいたしましたものを計上いたしました。それから新年度、四十七年度当初から私用の電話につきましては予算に計上をしないで現金でお預かりをしまして、そむて電話の請求のときにその額を差し引いたものを公費で支出しておつたという形式になるわけでございますが、いろいろ検討した結果、私用の電話料でも一応歳入に計上して歳出から全額を支給するということのほうが各種の関係から便利じゃないかということで思想統一ができましたので、それを支払っておりますもの合わせまして、百十三万の追加額でございます。

簡単にございますが説明を終わります。

○人事課長（小沢正治君） 続きまして人件費の関係で御説明申し上げます。

今回の補正関係で第二款の総務費以下衛生費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費の各款におきまして若干の給与費関係で補正をお願いしたわけでございますが、今回の補正の方針をいたしま

しては、先ほど上程いたしました給与に関する条例の追加に伴いますとかなりの最終的な補正額が出てまいるわけでございます。したがって今回の補正は来年の二月末日までに支給ができるようにという大前提で、それまでに不足を生ずる部分については追加をお願いいたしまして、あと給与条例の追加に伴います最終的な、決算的な補正を三月の議会でお願ひすることといたしたいという方針に基づくものでございます。

したがってまして年度当初から各款項目ごとに積算計上いたしました予算に対しまして、その後の具体的な人事の異動等に伴いまして、各項目ごとに過不足がかなりあるわけでございますので、今回その関係部分の、要するに来年の二月末日までに不足を生ずる部分を主体といたしまして、給料といたしまして百六十八万五千円、職員手当の合計が六十四万六千円、共済費といたしまして九十九万八千円、合計三百三十七万一千円の追加をお願いする次第でございます。

なお、簡易水道会計におきましても、そのような考え方で御提案申し上げておりますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

○企画課長（伊藤幸太郎君） 続きまして第六目の企画費につきまして申し上げます。

今回三百五十七万八千円の追加をお願いいたしたいと思うわけでございますが、これは安房郡市の広域市町村圏の組合負担金でございます。この組合の負担金につきましては総務費、それから火葬場費、不燃物の処理施設費、消防費というふうに分かれておるわけでございますが、最終的にこれらの負担額が決定されまし

たので、以上に基づきます増減をいたしました結果最終的に三百五十七万八千円の不足が生じたので今回お願いいたしましたというものでございます。

以上。

○交通課長（山口 一君） 交通課関係について御説明申し上げます。

二款一項九目防災対策費でございますが、今回九万二千円の追加をお願いいたしましたして補正後の額を八十二万一千円にしようとするものでございます。

内訳といたしまして一一節需用費二万一千円でございますが、これは防災体制の周知徹底をはかるため、先に小冊子を印刷しましたが、これをさらに広く関係方面に配布いたしましたして防災対策の普及につとめたいということで、追加印刷をしたいと思っておりますので、六百冊分の印刷製本費をお願いするものでございます。

次の一九節の負担金が二万円でございますが、千葉県南部防災気象連絡会の負担金が増額されましたので、その増額分について追加をお願いいたしますのでございます。

一五項目諸費のうち八節報償費八万円の追加でございますが、これは災害等罹災者見舞金でございます。現在まで相当額の見舞金を支給いたしました結果、今後不足を生じますので、必要見込み額につきまして追加をお願いいたしますのでございます。

○収納課長（横溝 功君） 次に一六ページの上欄の二三節償還金利子及び割引料二十二万九千円の追加でございますが、これは当初三十万円お願いしたわけでございますけれども、今回法人、市民税等の決定によりまして還付金が生じたので、追加をお願い

するわけでございます。

以上でございます。

○税務課長（越路良夫君） 続きまして二項徴税費一目税務総務費について申し上げます。

九節の旅費でございますが、課税資料の把握等の調査旅費として十万六千円の不足が見込まれますので、今回追加するものでございます。

それから一一節から一九節合計十六万三千円の減につきまして、年度末までにこの程度不用を生ずる見通しがございましたので説明欄にありますとおりそれぞれ減額するものでございます。

以上。

○庶務課長（小倉澄男君） 一七ページの統計調査費について御説明申し上げます。

農林統計調査と工業統計調査の国庫補助額が決定しまして、農林統計で一万四千の増、工業統計で六千円の減という指示が決定いたしましたので、それに関連しました報酬等の補正をお願いしたい次第でございますが、よろしくお願いいたします。

○福祉事務所長（斉藤武男君） 一七ページ三款民生費につきまして御説明申し上げます。

今回千六百九十万円の補正をお願いしておるわけでございますが、九節旅費の関係でございます。これは身障、精薄、老人関係の普通旅費十三万八千円をお願いしたわけでございます。

次の一一、一二、一八の関係でございますが、国の制度で実施されます医療関係の必要経費でございますが、まず一一節需用費の印刷製本費でございますが、受給者証・申請書・台帳等の諸用紙

の関係でございます。事務費二分の一の補助ということに相な
っております。

一二節の手数料の十三万五千三百六十四円でございますが、今
回現物給付をいたしたいということで支払い基金に対する審査支
払い委託料でございます。

一八節の備品購入費四万四千円でございますが、やはり老人医
療に使用いたします台帳キャビネットでございます。

二〇節扶助費千六百三十七万五千円でありますが、このうち身
体障害者更生医療扶助費七十五万でございます。これは身障福祉
法の第十九条によります更生医療給付によるものでございますが
更生相談所の判定によって行なうわけでございますが、現在市内
の湊の在住の方が鶴舞病院に入院中でございます。中隔欠損症
の手術をはかって更生をはかりたいということでここにお願いし
たいわけでございます。十分の八国の補助ということに相なっ
ておるわけでございます。

次の高令者医療給付扶助費三百七十四万五千円の減額でござい
ますが、当初千五百万を計上してお願いたしましたわけでござい
ますが、これが十月の中旬におきまして約七百十萬円の支出をみておるわ
けでございますが、さらに三月までの支出見込み額三百五十萬円
と、条例でお願いしてございます所得制限の該当する者約二百十
名を見込んでおるわけでございますが、その支出予定額七十三万
二千円を見込みますと合計千二百二十五万五千円の予定額になるわ
けでございます。そういうよりなこととここに三百七十四万五千
円の減額をお願いしてあるわけでございます。

次の老人医療扶助費の千九百三十六万九千七百六十六円でござい

ますが、これは来年一月から実施されます国の老人医療扶助費の関
係でございます。国が三分の二、県と市が六分の一ずつの割合に
なっておりますわけでございますが、今回は現物給付ということと
ございますので、おそらく一〇〇%の給付が見込まれるわけでござ
います。しかし私どもこの実績を持っておりませんので、国保の
レセプトで一応の見込みをたてた額にしておるわけでございます。

次の児童福祉関係の八節報償費でございますが、二十五万二千
円でございますが、これは現在国が第三子の児童手当一人につき
まして三千円の手当を支給しておるわけでございますが、この対
象児が来年入学するものに対してまして県費をもちまして一人三千
円の入学祝い金を支給したいということでここに計上したわけで
ございますが、対象は八十四名になっております。

一九節負担金の十二万円でございますが、今回青少年グルー
プの結成促進事業としまして一グループ一万円の県の補助が交付さ
れることになりましたので、各学区内の青少年グループ連絡協議
会を含めまして、市内の青少年サークル等を入れてまして十二グル
ープの補助を行なってまいりたいということで計上をいたしたわ
けでございます。

次の一三節委託料八百四十万三千円でございますが、これは児
童福祉法第五十一条によります措置委託料でございます。保育単
価に含まれております保母の人員費が人事院勧告によりまして一
〇%のアップをみたわけでございますので、これが大体主なもの
になっておるわけでございます。

次の九節の旅費の関係の三万一千円でございますが、これは保
母の研修、その他の旅費ということでございます。

一節需用費の關係でございますが、まず消耗品費十五万五千七百六十円、それと賄材料費三十一万一千四百四十三円でござい
ますが、保育措置児の増によりますところの教材費とそれに伴い
ます賄材料費の基準アップによるものでございます。

一五節工事請負費の百一十四千円の減額でございますが、これ
は本年九月完成をみました房南保育園の關係でございます。当初
予算では建物本体千六百一十一万五千二百円、フェンスが百万円を
見込んだわけでございますが、それが本体におきまして千三十八
万円、フェンスにおきまして百八万円、整地におきまして四万一
千円で完成をみたわけであります。それに要しますところの減額
補正をお願いしてございます。

一八節備品購入費の十一万四千円でございますが、これも房南
保育園の備品購入ということでございます。職員用のロッカー
炊飯器代、黒板、テーブル、マイクホンというようなものでご
ざいます。

三項の生活保護費の關係でございますが、二〇節の扶助費二千
九百八十四万二千円でございます。生活扶助費におきましては二
百四十二万四千九十六円でございます。生活保護世帯が全国的に
増加の傾向にございます。当市におきましても保護世帯が三百四
十九世帯の保護人員としまして五百六十名であつたわけでござい
ますが、これが五百八十六名になっておるわけでございます。約
二十六名の増加をみておるわけでございますが、その生活扶助費
ということでございます。

次の医療扶助費の關係でございますが、この医療費の關係につ
きましては四十七年の二月に大幅改定をみたわけでございます。

それから入院費が二六・一%アップがございまして、これらに要
しますところの不足額でございます。

以上でございます。

○保健課長(網島憲治君) 保健衛生費につきまして御説明申し上
げます。

今回四十四万三千円の追加をお願いするわけでございますが、
一三節の委託料でございますが、ようやく母子保健推進員の活動
が緒についたと申しますか、見込みよりも件数にして約二百件ぐ
らいふえる予定でございます。それに伴います不足分でございます。

次の旅費でございますが、本年度末までにこの程度の不足を生
ずる見込みでございますのでお願い申し上げます。

それから需用費の五十七万五千円でございますが、ワクチンが
年度中途におきまして値上がりを見込んで不足分でございます。

それから二十万八千円の減でございますが、この中で検診医師
委託料三十九万二千円、これは年度途中におきまして医師の委託
料の値上がりがあつた關係でございます。それから間接撮影委託
料のマイナス六十万でございますけれども、五千人を予定いたし
ましたガン検診が約七百六十人ぐら減になりましたので、このよ
うな数字に相なつたわけでございます。

○衛生課長補佐(佐山市太郎君) 引き続きまして二項の清掃費に
ついて御説明申し上げます。

二百六十五万六千円の追加でございますが、じん芥処理におき
まして主なるものから御説明いたします。

一四節の使用料及び賃借料二百十九万六千円のうち土地借上料

三十七万一千四百二十円でございますが、これはいままでごみの焼却灰並びに不燃物は西長田の処理場で埋めためて処理されておりましたが、集収区域が全市にわたった関係でごみの量が増大し、西長田の処理場を埋めためる余地がなくなってきましたのでいろいろ捜し求めておりましたところたまたま神戸の佐野部落の山の中に砂をとったあとが約七反ほどありまして、その土地をかねてから地主並びに地元部落と折衝をしましてまいりましたところ、このほどようやく本格的に話し合いがまとまりましたので、これをお借りして焼却灰、不燃物の埋めためて処理をいたしたいわけでございます。その土地借上料をお願いするわけでございます。

次の自動車借上料百八十二万四千円でございますが、これは先ほど申し上げました焼却灰並びに不燃物等を正木処理場からまとめて運搬するためのブルトーザー及びダンブカー借上料でございます。その内容は一月下旬と三月下旬の二回にわたり行をいまして、運ぶためのブルトーザー借上料九十六万円、同送料八万四千円、ダンブカー借上料七十八万円の計百八十二万四千円をお願いするわけでございます。

次は第一一節の燃料費四十三万五千円でございますが、これは先ほど申し上げました佐野埋めため地並びに西長田処理場を県より無償で借りましたピーチレイキというもので清掃するための燃料費をお願いするわけでございます。

第一二節役務費一万円でございますが、これはいままでの電話料が公用電話のみ予算計上してきたわけでございますが、本年度から私用電話料の納入方法の取り扱いが受けてから支払うというふうにかわつたために、一月から三月までの分をお願いするわけ

でございます。

次に三目のし尿処理費におきまして一二節役務費一万五千円でございますが、これもただいま申し上げました私用電話の関係で一月から三月までの分をお願いするわけでございます。

以上よろしく御審議願います。

○議長（吉田勇治郎君） 午前の会議はこれにて休憩といたします。午後は一時本会議を再開いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後一時 三分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十五名。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農産課長（石井 謀君） 農産関係の補正につきまして御説明申し上げます。

農業費の関係につきまして補正額千六百三十七万八千円の追加を申し上げます。計九千六百七十一千円にいたしたいということでございます。内容につきまして御説明申し上げます。

まず農業総務費の一節需用費の二万円でございますが、修繕料でございます。自動車、ライトバンの修繕費をお願い申し上げます。

次に三目の農業振興費の賃金でございますが、五十四万六千円、これは臨時職員の賃金でございますが、米の生産調整、それから自然休養村関係の人員費は、事務費補助として県の内示を受けましたので、これを農業振興費に予算化しまして、補助対象費にいたしたいということをお願い申し上げた次第でございます。

次に一九節負担金補助及び交付金の関係でございますが、まず

農業近代化資金利子補給金の四十万五千円の減額でございますが、これは農業近代化資金の關係につきましては、当初前年度の実績等より算出したしまして、その補助金を百七十六万八千円余お願ひしてあるわけでございますが、現時点におきまして前年度の実績が四千五百三十万三千円に對しまして現在では千七百餘万円程度の貸付だけしかないわけでございますので、その額を減額補正をお願いしたいとございます。

次に集団的生産組織育成対策事業補助金八万八千五百円でございますが、これは農産物の生産組織を強化して集団的に定着をはからうというような目的で、豊房地区のイチゴ生産組合が県の指定を受けたいわけでございますが、この事業内容といたしましては座談会等を通じて生産技術の向上とか、あるいは研究会の開催、それから生産費に対する調査、こりいうような事業を行なうわけでございますが、豊房地区の三ヘクター十九人を対象にこれを補助しようとするものでございます。この額につきましては全額県費を見込んでございます。

次の四目の畜産業費でございますが、まず賃金の五万円でございますが、これは牧場の管理のための臨時賃金が不足を生じましたので五万円をお願いしたいわけでございます。

次に需用費の二十四万六千円の減額でございます。これは消耗品費ということでございますが、肥料の節減でございます。これは当初計画してございますが、豊房牧場に関する肥料の關係、草地下成とか高度化成等を四万五千キロ見込んであるわけでございますが、この肥料を南条地区の鶏の経営者と話し合ひまして、一回ずつ鶏ふんを無料でいただくことにしたわけでございますが、金肥等を

鶏ふんにかえて施すということで、金肥を節減しまして、チッソ肥料にかえていくというような考え方でございます。

次に一四節の使用料及び賃借料の十八万円の減額でございますが、土地借上料、これは豊房育成牧場で当初予算をお願いしたときには全部の耕地がまだでき上がっておらなかったわけでございます。ちようど本年の三月末日でようやく終了いたしましたのでその後実測いたしましたところが起伏とか、あるいはまた勾配が急なところについては草地造成が困難であるというよりなことから約九町歩の面積を除外することにしたわけでございますので十八万円の減額をお願いするわけでございます。

次に農地費の一三節委託料の五十万円でございますが、設計委託料、これは現在進めております西岬、神戸地区の自然休養村の關係でございますが、本年度事業としましてはハウスの設置等、次の項目にございますが、これについては西岬地区の山林約幅員三メートル、これを一応六キロを計画してあるわけでありまして、この山林の設計を業者に委託したいということ、とりあえず一キロメートル分の額をお願いしたいということでございます。

次に一九節の負担金補助及び交付金でございますが、これは農業構造改善事業補助金千六百五十万に成っておりますが、これはただいま御説明申し上げましたように自然休養村の第一年度事業といたしまして、神戸地区に花木育苗温室二千四百六十平米設置することに承認をいただいておりますが、約八百坪でございます。これを三・三平米あたり四万円で総額にいたしまして三千二百万、この二分の一の千六百万を補助金として出そうということでございます。この事業費の補助金については全

額県費を予定しております。

次に林業費でございますが、三百七十七万八千円の追加をお願いしたい次第でございますが、工事請負費の三百七十七万八千円につきましては、これは九月十五日の台風によりまして婦人かに九村施設の裏山がくずれまして、これが復旧に要する事業費の補助が県林地崩壊防止補助金交付要項によって交付の内定を受けたわけでございます。これに要する復旧費の内容でございますが、かに九村の施設のすぐ裏の山でございますが、これは二カ所ばかりくずれまして現在の施設の所に岩等が散乱しておるわけでございますが、この補強工事でございます。コンクリート土どめ工百四十八・七メートル、高さが三・七メートル、土どめの柵工でございます。これはしがらを用いまして四十六メートル、排水路十八メートル、この事業に要する経費でございますが、事業費の内容につきましては八〇%が県費助成ということでございまして、二〇%の分につきましては婦人かに九村のほうから寄付金が歳入に繰り込んでございます。

次に関係がございまして二六ページをお願いいたします。

三項の農林水産業施設災害復旧費の関係で五百三十万三千円の追加をお願いする次第でございます。この復旧事業費につきましては同じく九月十五日の二十号台風によりまして、農業用施設一カ所、それから農地の流出、排水、この二つの分でございますが、館山市の農業災害につきましてはこれ以外にまだ相当あるわけでございますが、市の材料交付等によって小さい部分については復旧していただいたわけでございますが、県に報告いたしましてこの二つの事業が県の認定をいただいたわけでございます。

まず最初に農業施設関係を申し上げますが、正木の横山ぜきの堤防が決壊いたしました。それで延長が六十メートルあるわけでございます。そのほかに余水ばけ改良、改修工事等がございまして認定額が総事業費千四百十六万一千円でございます。このうち本年度分が四百八十五万三千円でございます。あとの差額でございます。先ほど財政課長のほうから債務負担行為の欄によって御説明申し上げたわけでございます。

それから館野地区安布里の農地の流出及び配水路の決壊、これに要する復旧費が二十五万八千円かかるわけでございます。

その二つの合計が五百十五万五千円に相なるわけでございます。そのほかにつきましては給料、職員手当、共済、備品購入等につきまして事務費補助、あるいは雑費、こういうようなものが一応復旧事業費として認められる事業でございますが、この補助率につきましては九〇・一%が施設でございます。それから農地関係としましては七四・九%、こういうような算出の基礎に基づいた認定を受けたわけでございます。

残りの補助残につきましては、寄付金等によって歳入を見込んでございますが、農地関係につきましては若干率が低いので、一般財源を四万程度見込んでございます。

以上でございます。

〇水産課長（谷貝茂生君） 二一ページをお願いいたします。

三項の水産業費につきまして御説明申し上げます。今回二百八十一万四千円の追加補正をお願いしようとするものでございます。内容説明をいたします。

まず一九節の負担金補助及び交付金の項でございますが、まず

最初に沿岸漁業の構造改善事業でございますが、百八十七万二千二百五十円の減額になっておりますが、これは荷さばき施設の事業が、富崎漁港の施設でございますが、最初七百三十九万の事業費でやる予定でございましたけれども、実施の段階で六百三十万に事業費が減額になりましたので、この減額分と、これは県から十分の五補助がございまして、市で十分の一それに付け加えて出ておりますが、その減額分と、それから淡水畜養施設でございますが、場所は伊戸でございます。西岬漁協が事業主体となっている事業でございますが、この事業がやはり事業費といたしまして千四百三十一万五千円の事業費であつたものが、補助対象として千二百五十一万二千五百円になりましたので、県費の補助が十分の七と市費で十分の一の補助、この事業費の減額に伴いまして、補助も減額になりますので、この差額の減額を合わせまして構造改善事業として減額をお願いするわけでございます。

それから水産業近代化施設設置事業でございますが、これは船形漁港におきまして船舶の機関整備工場を一応年度半ばでやることになりました、県のほうから十分の三の補助があるということと三百万の事業費に対しまして九十万の補助がまいりますので、これに追加をお願いするわけでございます。事業の内容につきましましては、建築面積が延べにいたしまして七十九・四八平米、場所は船形の市営住宅のちよと手前の海岸でございます。千四十一・五平米の敷地の中に鉄骨二階建を建てまして、機関修理を行なうという内容でございます。

それから共同加工資材倉庫設置事業の補助金でございますが、今回三百六十万の追加をお願いするわけでございます。この共同

加工資材倉庫は本来ならば構造改善事業の中でやれるわけでございますが、年年度半ばでもって早急にやるということで、その構造改善事業にのせられなかつたもので、県のほうにお願いいたしまして、特別のせようということをお願いしまして結果十分の三程度の補助をつけてもらうということになりましたので、十分の三以上市が出した場合に県からそれに伴いまして三百五十万市のほうに下さるということと一応三百六十万の補助をお願いするものであります。

なお、次の節類共販促進事業補助金でございますが、節類の共販にかきました場合にその総額の百分の一を県が補助するということでありますので、県の補助に対して二分の一だけ市が加えまして助成しようとするものであります。これは実際に共販にかけらるまでは、この取り扱ひの量が見込めませんので、一応県の補助がはっきりしました時点で、現在考へておるものであります。

なお、次の水産振興事業奨励金でございますが、これは漁船建造、あるいは省力機械等をやつた場合に、規定に基づきまして出しているわけでございますが、予算規模が見込まれましたので、この追加分をお願いしようとするものでございます。

その次に一五節の工事請負費でございますが、伊戸漁港の護岸工事の請負費でございますが、伊戸漁港の局部改良につきまして二カ年の継続といふことで千九百万の工事費で実施するということになりました、今年度の事業費が八百十四万といふこととございました。内示に基づきまして八百万でやるということになりましたので、減額分につきましてここに補正をお願いするわけでございます。

簡便でございますが、これで終ります。

〇土木課長（飯田治男君） 八款の土木費について御説明申し上げます。

一目港湾管理費の六万三千円の減額でございますが、棧橋の補修を当初の計画どおり実施いたしましたので、この執行残として六万三千円の減額補正をお願いしたわけでございます。

二二ページにまいりまして、五項都市計画費につきましては役務費に不足を生じましたので、来年三月までの必要経費をお願いいたしましたわけでございます。

工事請負費の二百五十万円の減額でございますが、これは中央公園の設計にあたりまして噴水、管理事務所、便所等の設計施工に要しますものでございます。

次の六項の住宅費につきましては、当初昨年度より引き続きまして二種中層耐火構造四階建十六戸一棟を予定しておりましたが、国の補助金のワクの縮小によりまして簡易耐火構造二階建四棟に変更いたしました、現在建設中でございます。

工事請負費の千百十五万七千円につきましては、この構造形式の変更と執行残によるものでございます。

それから備品購入費、その他につきましては国で認められました基準に合わせまして調整減額いたそうとするものでございます。

次に二五ページをお開きいただきたいと思います。一一款の災害復旧費のうち一項一目土木施設災害復旧費につきまして御説明申し上げます。九月十五、十六日の豪雨によりまして災害を受けましたとんどん川は、これは海岸道路の川名橋から下流右岸でございます。館山大橋のそでの護岸におきましては、国の災害復旧

事業に申請中でしたが、先月国の現場査定が実施されまして工法並びに査定額が決定されたわけでございます。本年度中に実施できるようになりましたので、今回追加補正をお願いしたわけでございます。

工事請負費といまして五百四十四万七千円、事業費、その他につきましては国で認められております基準によりその範囲内で必要経費を各節に計上してございますので、説明欄により御了承いただきたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

〇交通課主幹（岩田 実君） 二二ページ九款消防費について御説明申し上げます。

五節の災害補償費といまして十萬九千円の追加をお願いする次第でございます。これは二中火災等の火災におきまして消火作業中けがをされました団員五名、一般協力者二名の療養、休業補償費でございます。

よろしくお願いいたします。

〇教育委員会庶務課長（汐崎政光君） 二三ページの一〇款教育費について御説明申し上げます。

一項教育総務費の事務局費におきまして一九節負担金補助及び交付金で六万三千円の追加をお願いいたしました。これは千葉県学校給食会におきまして、学校給食物資の供給体制の整備、拡充することを目的といたしまして給食センターを設置することになりました。その補助金としまして千葉県市長会に対して二百万円の交付申請があったわけでございます。それをもとに県の市長会におきまして館山に割り振ってまいりましたものがこれでこ

ございます。

二項の小学校費の学校管理費について御説明申し上げます。

一一節需用費で三十万六千円の追加計上をいたしました内容といたしましては光熱水費で三十六万六千円の追加計上をし、印刷製本費でその財源の一部としまして六万円の減額補正をしようとするものでございます。光熱水費の増額は有線放送の開始に伴いまして電気料の増額でございまして、そのほか館山小学校の第一期工事の終了に伴いまして水洗便所等の利用が開始され、水道料が増加してまいりました等の理由によるものでございます。

それから一二節の役務費におきまして通信運搬費で十七万一千円の追加計上をいたしました。これは私用の電話使用料といたしまして、雑収入に小学校分としまして二十六万五千円を計上いたしました。それに対応いたしますものでございます。

それから火災保険料の四万四千円の追加計上は、保険料の改定に伴いまして掛け金の増額分をお願いしたものでございます。

一八節の備品購入費におきまして六万円の減額をいたしました。これは膳写ファックスとか耐火ロッカーを購入いたしました際の値引きによります減額しようとするものでございます。

続きまして二目の教育振興費の一一節需用費で六十万円の減額計上いたしました。これは無償交付をしております子供たちの学習用器具材料を購入いたしましたにあって値引きによります減額がこの程度生ずるところが明らかになりましたので、この際これを減額しようとするものであります。

続きまして一三節の委託料で五十三万七千円の追加計上をいたしました。これは畑地区の学童十一名を畑部落から豊房小学校

まで輸送いたしますにあたりましての委託料の不足分でございます。六月の議会におきまして片道八百円、一日延べ四台といたしまして、九月から三月末まで百五十八日分として五十万六千円をお願いしたわけでございますが、九月に契約の段階におきまして貸し切り制といつた制度が適用され、片道一台千六百五十円とされましたので、この不足分が生じてまいりましたわけでございます。

それから三目の学校建設費におきまして一三節委託料で館山小防音改築工事監理委託料で契約残の八万円を減額いたしました。また当初予算におきまして委託を予定いたしましたして予算計上いたしました豊房小学校の給排水工事設計委託料の十一万八千円は、市の水道課で設計をいたしました関係で不用額となりましたのでこれを減額計上いたしました。

一五節の工事請負費で九百二十二万二千円を減額いたしました。これは予算編成時に国の指導によりまして一億九百七十二万二千円の工事費を計上したわけでございますが、入札の結果一億五十万円で業者と契約ができましたので、その残額をこの際補正しようとするものであります。

続きまして三項中学校費について御説明申し上げます。

一目学校管理費におきまして一一節需用費で七万五千円の追加計上いたしました。これはあちこちの中学校の建物がいよいよじめまして、当初予想しましたよりだいが修理がかさんでまいりましたので、この補正をお願いするわけでございます。

それから十二節の役務費で二十四万の追加計上をしてございます。これは小学校費と同様私用の電話料といたしまして、雑収入で二十一万二千円を計上してございます。それに対応いたしま

す電話料でございます。

二目の教育振興費の一節需用費で十四万円の前減額は、生徒の学習用器具材料費の予算残でございます。

一八節の備品購入費で二十万円の追加をお願いいたしました、これは今年度房南中と四中が産業教育振興設備校としての指定がございまして、国から三分の一の補助金が出まして、一校二十万円の予算で施設の充実を期せんとするものでございます。

それから一般教材費におきまして二十万円の減額をしましたが、ただいま申しました産業振興設備をいたしますにあつての財源の一部としようとするものでございます。

三目の学校建設費におきましては、二中の防音改築の設計に伴います関係経費を計上させていただきます。二中の防音校舎の建築につきましては、かねてから防衛施設庁に対しまして補助金の交付申請を出しておいたわけでございますが、先般本年度は設計費に補助金を交付する旨の内示がございましたので、ここに追加予算を計上したわけでございます。現在まだ設計を検討中でございますので、面積につきましてはたぶん流動することが予想されますが、一応現在予定しております改築面積は六千五百五十平方メートルでございます。これは文部省の基準に對しまして一二倍に相当するものでございます。

一三節の委託料に記載いたしました設計費は建築の単価を平方メートルあたり五万四千円、それから設計料率を二・六二五％として計算してございます。この数字はいずれも国からの指導を得たものでございます。

それから地質調査の委託料はくい一本を十六万円といたしました

て五本分を計上してございます。

それから九節の旅費、一二節の役務費、一八節の備品購入費、合わせまして十五万円となるわけでございますが、これはいずれも七五％の国からの補助金の対象となります事務費でございます。続きまして四項の幼稚園費におきまして一八節備品購入費で二十万円の追加計上をいたしました、これは豊房幼稚園の設置に伴いまして、今回その設備費として五十万円を限度として、三分の一だけ国から補助がくるということで、すでに当初予算で購入してございます三十八万円に加えて不足します十二万だけをここに追加計上していただいたわけでございます。

○学校教育課長（小官義夫君） 三目放送センター費について御説明申し上げます。

一四節使用料及び賃借料でございますが、三百六十五万一千円の減額補正をお願いいたします。まず伝送ケーブル及び変復調器の使用料でございますが、当初一切を含めまして月額七十五万であるとして十一月分八百二十五万円を予定いたしました。その後使用料が月額九十五万円と決定されたわけでございます。認可が十月の十九日でございますので、その差額の三百三十三万二千六百一十円、それを放送用フィルム、レコード使用料、これは著作権使用料及び版權使用料が含まれております、百万円を予定しておりましたが、開始時期が遅れたことと、県のフィルムを常時利用するということのために五十二万七千三百三十九円を減額させていただきました。合わせまして三百六十五万一千円の補正をお願いするわけでございます。

その次に一八節備品購入費でございますが、四十五万円の追加

をお願い申し上げます。これは四十七年度の購入いたしました視聴覚教材に対しまして国や県から特別の補助金が年度途中で決定され、その額が九十万円でございます。しかし本年度予定してすでに購入済みでございましたり、あるいは購入予定のものが少しございますけれども、そのうち四十五万円だけ緊急必要なものとして一六ミリフィルムを購入させていただきたいと思ひまして計上させていただきます。一六ミリ映画教材フィルムは教育課程が改正されまして、それに伴ひまして追加購入いたしたいものでございます。

その次に一九節負担金補助及び交付金でございますが、三百六十五万一千円の補正をお願い申し上げます。このたび電電公社が国の認可を受ける段階で制度化が行なわれたわけでございます。したがいまして電電公社に対しまして創設時負担金と月額使用料に分けて支払うということになつたわけであります。月額使用料につきましては一四節で御説明申し上げましたが、創設時負担金につきましては一九節で改めて補正をさせていただきたいと思ひます。内訳は映像音響伝送回線という一つのケーブルの負担金が放送センターと端末も含めて五十二カ所分二百六十五万一千円でございます。それから音声回線の負担金が放送センターと端末を含めて二十五カ所分百万円でございます。合わせまして三百六十五万一千円の補正をいたすわけでございます。

以上でございます。

○市民センター館長（羽山房雄君） 次に二五ページをお願いいたします。

五目市民センター施設費におきまして四万三千円の追加をお願い

いたしました。これは私用電話に見合ひ電話料の不足を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○財政課長（長谷川広治君） 以上で歳出の説明を終わりますが、歳出総額八千八百二十三万八千円ということになります。

引き続きまして歳入を御説明いたします。今回八款の分担金及び負担金におきまして児童福祉施設の負担金百八十六万円を計上いたしてございます。これは歳出に対応いたします年度途中における基準アップ等の関係、年度末までの計算をいたしますとこの程度増入になるといふ予定のものでございます。

一〇款の国庫支出金におきまして総額四千四百四万一千円、追加いたしてございます。一一款の県支出金におきまして三千百八十七万九千円。これはそれぞれ歳出の時点で御説明を申し上げます。した專業等に対応いたしますいろいろの基準等により案分した金額をそれぞれ計上いたしてございますので、説明欄により御了承なまわりたいというふうに考えております。

国庫支出金の中で大きなものは民生費関係におきます児童福祉関係の九百六十四万四千円、これは公私立の保育園の施設にかかるとでございます。

次の生活保護費の負担金二千三百八十七万三千円。六節の老人医療費負担金千二百六十八万八千円、これは歳出におきます約千九百五十万余に対応する国の補助金でございます。県の方は別に設けております。総額千六百二十四万ばかりあると思ひます。

その次は土木関係の災害に対する国庫補助金三百八十七万一千円、九ページの上段に関連いたします都市計画関係で中央公園の整備事業関係の減額三百万、公営住宅建築関係の補助金三百九十

万一千円等が主なものでございます。

県支出金におきましては、大きなものといえましては農林関係の県負担金のうち沿岸漁業構造改善関係百八十万六千円の減額、農業構造改善事業の千六百五十万、一五節の林地崩壊関係の二百五十四万、一六節の四百六十九万八千円、一八節の三百五十万等が主なものでございます。

一二ページの下欄に一三款の寄付金で今回百十五万二千円を計上いたしてございます。これはそれぞれ歳出に計上をいたしまし、たときに申し上げたと思いますが、林地崩壊、あるいは農林水産施設の災害復旧等に関連いたします寄付金でございます。

一六款で諸収入三百十万六千円を計上いたしてございます。過年度収入のうち生活保護費の県負担の精算分として百二十三万、雑入として百八十七万六千円を計上いたしてございます。この中で大きなものは私用の電話料の關係で八十九万九千円を計上いたしてございます。他は付記により御了承いただきたいと思っております。

一七款の市債におきましては総額六百二十万の計上をいたしてございます。これはそれぞれ地方債の補正の段階で申し上げますが、今回計上をいたしました額程度は内示案として獲得できるといふような見込みからそれぞれ計上いたしました。その諸事業につきましては年度当初一般財源をあててございますので、今回これを変更して財源補正をいたしたい。一般財源をいたしたい、かように考えております。

歳入をごく簡単に御説明申し上げましたが、歳入も総額八千八百二十三万八千円ということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第七十七号説明を求めます。

議案第七十七号 昭和四十七年度館山市国民健康保険特別会計 補正予算（第一号）

○保健課長（綱島憲治君） 二九ページをお開きいただきたく思います。補正予算第一号でございますが、今回歳入歳出それぞれ十五万三千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ四億七千九百十六万五千円とする予定でございます。

この中で一時借入金のお願をするわけでございますが、当初予算二千万円を限度額として御検討いただいておりますが、本年度国保会計の資金繰りがきわめて困難をしているわけでございますので、この際五千万程度に一時借入金の限度額を定めていきたい、このように考えているわけでございます。

歳出から御説明申し上げますが、総務管理費で十萬の補正でございますが、需用費で七萬、一九節負担金補助及び交付金で三萬、年度末までにこの程度不足を生ずる見込みでございますので計上させていただきます。

それから二項の保健施設費でございますが、旅費において五萬三千円程度不足を生ずる予定でございますので、補正をお願いするわけであります。

それから五款の諸支出金のうち五十三万五千円の療養給付費負担金返納金、これは昭和四十六年度の医療費の国が負担すべき金額が申請時点と、四十六年度終りまして、結果的には最初予定いたしましたものよりも補助金が多くなったということでございます。したがってそれが年度末精算をいたしましたので、一応私のほうでは実際給付費として支出した額四億七千七百三十一万千百

八十一円でございますので、この百分の四十が市に歳入さるべき負担金であつたわけでございますが、それがすでに一億九千四百十五万九千円きておりますので、その差額五十三万四千五百二十八円返納しようとするものであります。

それから歳入でございます。今回の歳入財源といまして県補助金が、それぞれ事業費補助金として十万、保健施設活動費として五万三千円程度見込める予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 次議案第七十八号説明を求めます。

議案第七十八号 昭和四十七年度館山市簡易水道事業特別会計

補正予算（第一号）

○水道課長（大嶋重義君） 議案第七十八号昭和四十七年度館山市簡易水道事業特別会計補正予算第一号について御説明を申し上げます。

今回歳入歳出にそれぞれ百十八万四千円を追加し、歳入歳出の合計額をそれぞれ三千九百九十四万円にしようとするものであります。この詳細につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますが、今回追加額が二百十五万二千円でございます。減額が九十六万八千円で差し引き純追加額が百十八万四千円でございます。

その内容でございますが、一款事業費の一目総務管理費の中におきまして八節報償費で三万一千円の減でございますが、これは水道協力組合水道使用料納入奨励金でございますが、これは本年度終りましてこの三万一千円が余りましたのでその減でございます。

ます。

次の二項の水道管理費でございますが、その中で一節の需用費におきまして五十九万七千円でございますが、この中で大きなものは光熱水費、特に電気使用料でございますが四十七万円でございます。その主なものは西部簡易水道でございますけれども、この水道は本年度初めて平常運転に入つたわけでございます。実績がなかつたということ、それから夏西部の水が余っておりましてのでそれを西岬水道の不足に応援によつたというよりなことから、この電気代が不足を生じてまいつたというわけで計上いたしましたわけでございます。

そのほかの消耗品費、それから自動車の燃料費、自動車の修繕費等につきましては、この程度のもので不足見込みでございますので、ここに計上いたしましたわけでございます。

次に一二節の役務費でございますが、運搬料で二万五千円の減でございます。これは浄水に塩素を使うわけでございますが、このからポンペを埼玉の業者からとっておりましたものが、これが富津の業者からとれるということになりましたので、その業者が帰りに空ビンをもっていくということから、この運搬料が余つてまいりましたのでこの減でございます。

次に一六節の原材料費四十一万八千円の減でございますが、これは主に西部簡易水道のものでございますけれども、西部簡易水道は鉄分とか色素があるわけでございまして、これを除くためには塩素剤による前処理という方法と、さらにアルギン酸ソーダと硫酸バンドを使用しているわけでございますが、ただこつした薬剤を多く使いますと水の味が悪くなるということで、なるべく数

日、基準の範囲内でこうした薬剤を少なくする、そうして沈んで長くかけて浄水していくという方法をとっているわけでございますが、そうしたことから浄水濾菌材料費がこの程度の余剰を生ずる見込みでございますので、減額しようとするものでございます。

次に二款の公債費の一目公債費でございますが、この中で地方債の元金の償還金で百二十八万八千円を計上いたしました。これは予算編成の時点におきましては、この元金の償還金は一年据え置きということで当初予算に計上いたさなかつたのでございますが、本年度になりまして据え置き扱いができなくなりましたので本年度分の元金償還額の補正をここに計上いたしましたわけでございます。

次の利子でございますが、この地方債利子四十九万四千円の減でございますが、これはただいま申し上げましたとおり本年度元金償還が行われるためにこれに伴っての利子の更正でございます。以上で歳出を終りまして、歳入を御説明申し上げます。

歳入におきましては一目の水道使用料でございますが、この中で水道使用料が六十一万八千円、それから量水計使用料が五万五千円でございます。本年度の給水実績からいたしましてこの程度の増収が見込めますので計上いたしましたわけでございます。この内訳につきましては説明欄の数字のとおりでございますので御了承いただきたいと思います。

それから二項の手数料でございますが、これが二十万一千円の計上でございますけれども、この手数料につきましても説明欄に書かれました三つの手数料の増収が見込めますので計上いたしましたわけでございます。

三款一項の寄付金でございますが、水道寄付金としまして二十

七万円計上いたしました。これは水道加入負担金に相当するものでございますが、当初予算に対しましてはお年度末までこの程度のもが見込めますので計上いたしました。

六款の諸収入でございますが、預金利子と廃品売却代でこの程度のもが見込めますので計上いたしましたわけでございます。歳入について説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各案件の説明は終わります。

延 会 午後二時

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。議案審査のため十二月十三日は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって十二月十三日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次会は十二月十四日午前十時開会といたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、報告第四号

一、議案第六十九号

一、議案第七十号乃至議案第七十八号

